



# 熊本県公報

第13251号  
令和5年(2023年)  
7月28日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○保安林の指定に関する予定	( 〃 ) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(障がい者支援課) 3
○救急病院の認定	(医療政策課) 3
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 5
<b>公 告</b>	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 6
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画課) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課) 6
○農用地利用集積等促進計画の認可	(農地・担い手支援課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 8
○公共測量の実施	(監理課) 8
○公共測量の実施	( 〃 ) 8
<b>登 載 依 頼</b>	
○令和5年度(2023年度)第1回くまもと21ヘルスプラン推進委員会の開催	(くまもと21ヘルスプラン推進委員会) 8
○熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(教育政策課) 9
○令和5年度第1回熊本県循環器病対策推進協議会の開催	(循環器病対策推進協議会) 9
○令和5年度(2023年度)第1回熊本県健康食生活・食育推進連携会議の開催	(健康食生活・食育推進連携会議) 9
○令和5年度(2023年度)第1回熊本県がん対策推進会議の開催	(がん対策推進会議) 10
○令和5年度(2023年度)熊本県警察統合OAシステム人事異動処理プログラム改修業務委託に係る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課) 10
○令和5年度(2023年度)熊本県警察統合OAシステム人事異動処理プログラム改修業務委託に係る一般競争入札の実施	( 〃 ) 11

## 告 示

**熊本県告示第588号**  
 森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇城市松橋町浦川内字堂造2405番1・2406番1・2406番3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2398番1

- 0、字古野2421番2・2421番3・2465番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字堂造2406番1・2406番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、  
 2398番10、字古野2421番2・2465番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2421番3
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第589号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
 令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字村3633番2、3633番5、3637番2、3637番3、3638番、字向エ3778番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字村3637番3・3638番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、  
 3633番2、3633番5、3637番2、字向エ3778番1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第590号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
 令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市魚貫町字宇戸1739番1、1740番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字宇戸1739番1・1740番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第591号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
 令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町阿村字碓瀬149番2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字碓瀬149番2(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第592号**

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ちぼりーの 荒尾市野原字西原86番地1	NPO法人 ちぼりーの 荒尾市野原字西原88番地 穴井 一之	令和5年(2023年)7月15日	435030 0069	指定保育所等訪問支援

**熊本県告示第593号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

名称	所在地	認定期間
阿蘇医療センター	阿蘇市黒川1266	令和5年(2023年)8月11日から 令和8年(2026年)8月10日まで
阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧1153番1	令和5年(2023年)8月11日から 令和8年(2026年)8月10日まで
大阿蘇病院	阿蘇市一の宮町宮地5833	令和5年(2023年)8月11日から 令和8年(2026年)8月10日まで
小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原1743	令和5年(2023年)8月11日から 令和8年(2026年)8月10日まで
阿蘇立野病院	阿蘇郡南阿蘇村立野185番1	令和5年(2023年)8月11日から 令和8年(2026年)8月10日まで

熊本県告示第594号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 検査の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜  
肉用牛 2頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
令和5年（2023年） 8月21日（月）	熊本県農業研究センター 合志市栄3801

熊本県告示第595号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
tunagu株式会社	訪問看護ステーション nic o	山鹿市中663-3	令和5年 (2023年)8月1日	訪問看護

熊本県告示第596号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
tunagu株式会社	訪問看護ステーション nic o	山鹿市中663-3	令和5年 (2023年)8月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第597号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市大畑麓町字大木原3333番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第598号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ラディカ	フォーシーズン訪問看護ステーション	宇城市松橋町久具2059-1	令和5年（2023年）8月4日	訪問看護

熊本県告示第599号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ラディカ	フォーシーズン訪問看護ステーション	宇城市松橋町久具2059-1	令和5年（2023年）8月4日	介護予防訪問看護

公 告

熊本県公告第463号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字中尾148番2及び同149番3  
201.84平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
荒尾市万田1597番地2  
株式会社アーバンライク

熊本県公告第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字中尾114番、同116番、同148番の一部、同149番の一部及び水路の一部  
810.74平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区保田窪本町4番32号  
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第465号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字下六嘉字上ノ口3545番の一部

- 525.37平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市西区上代三丁目1番1号リヴェールシオン103号  
木下 順一

**熊本県公告第466号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字岩坂字谷3147番1、同3149番1、同3150番及び里道の一部  
7,082.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
埼玉県行田市下忍2203番地  
サーパス工業株式会社

**熊本県公告第467号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字舟橋4991番5  
363.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
合志市野々島3156番地  
祝 勇太

**熊本県公告第468号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営七城北部地区土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営七城北部地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年(2023年)7月31日から令和5年(2023年)8月28日まで
- 3 縦覧場所  
菊池市役所

**熊本県公告第469号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により荒尾市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス荒尾店  
荒尾市宮内出目字下西田330番地 外
- 2 荒尾市から聴取した意見の概要  
午後10時30分までの駐車場利用について、宅地である北東及び西側の住民からの苦情が出ないように注意をお願いしたい。  
荷さばき作業について、荷さばき施設西側に住居があるため環境基準を遵守するとともに、騒音・振動の発生防止に努めるようお願いしたい。また、早朝及び夜間の荷さばき作業については、周辺環境への影響を考慮し、可能な限り昼間での実施を検討していただきたい。  
建設工事について、事前に周辺住民への周知を図るとともに、早朝及び夜間の工事実

施に配慮をお願いしたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和5年(2023年)7月28日から令和5年(2023年)8月28日まで

熊本県公告第470号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
平山 藤雄	葦北郡芦北町大川内	葦北郡芦北町大字大川内字大丸911番1
岩下 秀二	葦北郡芦北町高岡	葦北郡芦北町大字高岡字玉白146番ほか1筆
農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参参番割1208番ほか21筆
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町鹿島字西ノ間700番2
農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字壱九番割676番1ほか77筆
農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字弐番割46番2ほか6筆

2 認可年月日

令和5年(2023年)7月20日

熊本県公告第471号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字原水字上大谷3787番4、同字下大谷3880番18、同3880番51、同4000番52、同4000番53、同4055番7、同字村上4106番1

- 1 工区 31,103.99平方メートル
- 2 工区 8,995.46平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区下通一丁目3番8号下通NSビル6F  
Japan Advanced Semiconductor Manufacturing株式会社

熊本県公告第472号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1261号	混合有機質肥料	三成魚粉	窒素全量: 6.0 りん酸全量: 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬町555番地	令和11年(2029年)7月19日

定規格のとおり。

熊本県公告第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字砥川字犬ノ馬場1734番1及び同1734番2  
407.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市南区出仲間六丁目15番1-1号ルヴェデュソレイユI201号  
長尾 樹  
長尾 彩弥佳

熊本県公告第474号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（道路管理）	令和5年（2023年） 7月24日から 令和5年（2023年） 9月29日まで	八代市 一部

熊本県公告第475号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（境界復元測量）	令和5年（2023年） 7月24日から 令和6年（2024年） 1月25日まで	宇城市松橋町地内

登載依頼

くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号

令和5年度（2023年度）第1回くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。

令和5年（2023年）7月28日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時  
令和5年（2023年）7月31日（月曜日）  
午後4時から午後5時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県防災センター 201会議室
- 3 議題  
(1) 第5次くまもと21ヘルスプラン骨子案について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続



- (1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班  
(電話096-333-2208)

熊本県教育委員会訓令第11号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年7月28日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育委員会行政文書管理規程(平成24年熊本県教育委員会訓令第4号)の一部  
を次のように改正する。

別表第1の3の表中「熊本県立八代中学校 八中」を「熊本県立八代中学校 八中  
熊本県立ゆうあい中学校 ゆ中」  
に改める。

附 則  
この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

熊本県循環器病対策推進協議会公告第1号

令和5年度第1回熊本県循環器病対策推進協議会を次のとおり開催する。  
令和5年(2023年)7月28日

熊本県循環器病対策推進協議会

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)8月2日(水曜日)  
午後7時から午後8時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1  
熊本県庁 防災センター2階 201会議室
- 3 議題  
(1) 第2期熊本県循環器病対策推進計画骨子案について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班  
(電話096-333-2208)

熊本県健康食生活・食育推進連携会議公告第1号

令和5年度(2023年度)第1回熊本県健康食生活・食育推進連携会議を次のとおり開催する。  
令和5年(2023年)7月28日

熊本県健康食生活・食育推進連携会議

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)8月1日(火曜日)  
午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県防災センター 201会議室
- 3 議題  
(1) 第3次熊本県健康食生活・食育推進計画総合評価について  
(2) 第4次熊本県健康食生活・食育推進計画骨子案について  
(3) その他

- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 食生活・食育班  
(電話096-333-2252)

**熊本県がん対策推進会議公告第1号**

令和5年度(2023年度)第1回熊本県がん対策推進会議を次のとおり開催する。  
令和5年(2023年)7月28日

熊本県がん対策推進会議

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)8月8日(火曜日)  
午後6時から午後7時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区本荘1丁目1-1  
熊本大学病院 管理棟3階 第1会議室
- 3 議題  
(1) 第4次熊本県がん対策推進計画骨子案について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 企画・がん対策班  
(電話096-333-2208)

**熊本県警察本部告示第10号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)7月28日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

- 1 競争入札に付する事項  
令和5年度(2023年度)熊本県警察統合OAシステム人事異動処理プログラム改修業務委託
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和5年(2023年)8月4日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知

- 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県警察本部公告第59号**

一般競争入札に付するの地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和5年(2023年)7月28日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 業務の名称  
令和5年度(2023年度)熊本県警察統合OAシステム人事異動処理プログラム改修業務委託
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係(熊本県庁警察棟4階)  
郵便番号 862-8610 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容  
令和5年度(2023年度)熊本県警察統合OAシステム人事異動処理プログラム改修業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 委託期間  
契約締結の日から令和6年(2024年)3月31日(日)まで
- (6) 履行場所  
熊本県警察本部
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

**2 入札参加者の必要な資格に関する事項**

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和5年（2023年）8月4日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必ずこれを保証するため、機能等証明書（令和5年（2023年）8月10日（木）午後5時までに1(2)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。25号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。しない者であること。アイ役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書を令和5年（2023年）8月10日（木）午後5時までに1(2)の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。  
アイ役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。  
ウ役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は利益を図り、又は第三者に損害を

エ加役する目的を自もつて、自己若しくは第三者の暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

(6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること等の確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

アイ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 競争入札参加資格確認申請書

役員等一覧

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和5年（2023年）8月22日（火）午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

- 1 (2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)8月22日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)9月7日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)9月6日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和5年(2023年)9月7日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法  
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)9月6日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時  
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札を行った者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送による入札書提出した場合等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札金額の錯誤  
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
 1(3)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額の単位の誤り
- (9) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。  
 なお、本入札は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下

- 回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県警察本部警務部情報管理課ICT・DX推進室システム運用係  
電話番号 096-381-0110（内線2443）  
ファックス番号 096-381-2048
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Outsourcing:  
Outsourcing of Human Resource Transfer Processing Program Modification  
Regarding Kumamoto Prefectural Police Integrated OA System in Reiwa 5th  
Fiscal Year(Fiscal Year 2023)
- (2) Date and Place for tender:  
Date : September 7th 2023, 10:00 am  
Place : Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,  
Information Management Division  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8610, Japan  
Phone: 096-381-0110(2443)
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen